

令和4年8月23日
子ども・若者部

産後ケア事業の拡充について

(付議の要旨)

産後ケア事業について、在宅子育て家庭へのさらなる支援の充実を図るため、短期入所型の拡充を図るとともに、新たに居宅訪問型を実施することを決定する。

1 主旨

区の産後ケア事業は、児童虐待二次予防事業として育児不安から虐待への進行防止の機能を担うため、母子の心身の状態に応じた保健指導、育児に関する指導等を行っている。

当事業の対象は産後4か月未満の母子とし、区立産後ケアセンター（桜新町）とママズルーム（下馬）において、短期入所型（以下、ショートステイ型という。）および通所型（以下、デイサービス型という。）により実施している。

当事業についてさらなる支援の充実を図るため、短期入所型の拡充を図るとともに、新たに居宅訪問型（以下、アウトリーチ型という。）を導入する。

2 現状と課題

- ・現在は、実施場所が2か所であり、地域的に偏りがあることから、特に烏山地域、砧地域北部に居住する母子にとっては施設が遠方にあるため利用しづらい状況にある。

平成30年度～令和3年度の平均利用率（出生数における利用実人数）

区全体・・・11.28%、世田谷地域・・・13.55%、烏山地域・・・7.08%

- ・特に、きょうだい、多胎児、医療的ケア児の利用は実施場所への移動の負担が大きい。
- ・改正母子保健法（令和3年4月1日施行）では、産後ケア事業の対象とする時期については努力義務として「出産後一年」とされた。産後4か月以降は、周囲のサポートが少なくなる傾向がある一方で、より乳児の個性や発育・発達に合わせた育児が必要となり、母の身体的・精神的疲労が蓄積されてくる。しかしながら、既存の施設では、建物の構造や受入体制等から産後4か月以降については受け入れることができない。
- ・今後、支援を必要とする母子を確実に産後ケア事業へつなげていくとともに、産後1年未満までの対象拡大に対応できる体制の整備が必要である。

3 新たな取り組み

上記の課題を解決するために、自主事業として産後ケア（ショートステイ型）を実施している民間施設等への事業委託により、新たな実施場所を確保するとともに、既存の区立産後ケアセンターにおいては、これまでのショートステイ型、デイサービス型に加え、新たにアウトリーチ型を導入する。

	所在地	事業内容	対象要件
区立産後ケアセンター	桜新町	ショートステイ型	産後4か月未満の母子 ※未就学児1名まで可。
		デイサービス型	
		【新規】 アウトリーチ型	産後1年未満の母子
ママズルーム	下馬	デイサービス型	産後4か月未満の母子
【新規】 新たな委託事業先	区内 医療機関	ショートステイ型	産後4か月未満の母子

(1) 新たな事業委託先でのショートステイ型の実施

- ・体制 : 24時間体制で助産師または看護師が常駐（産婦人科病棟と兼務）
- ・受入人数 : 1日あたり母子2組程度
- ・支援内容 : 母体ケア、乳児ケア、育児相談・授乳相談、母の休養
- ・対象者 : 産後4か月未満の母子
- ・利用料 : 利用料については区立産後ケアセンター（ショートステイ型）の利用料と同額とする。
1日あたり4,500円
※多胎児2人目以降 : 500円加算
※非課税世帯、生活保護受給世帯は減免あり
- ・開始時期 : 令和5年4月

(2) 区立産後ケアセンターでのアウトリーチ型の実施

- ・体制 : 区立産後ケアセンターの助産師
- ・受入人数 : 1日あたり母子3組まで（1回の訪問につき2時間程度を想定）
- ・支援内容 : 母体ケア、乳児ケア、育児相談・授乳相談
- ・対象者 : 産後1年未満の母子
- ・利用料 : 1回あたり2,000円
※多胎児2人目以降 : 200円加算
※非課税世帯、生活保護受給世帯は減免あり
- ・開始時期 : 令和5年10月

(3) 産後ケア事業のさらなる拡充

引き続き、支援を必要とする母子を確実に産後ケア事業へつなげていけるよう周知・啓発や関係機関との連携を強化する。また、今回の新たな取組みによる利用状況なども見極めながら、子ども・子育て支援事業計画の改定の中で検討を進めている今後の子ども政策の考え方（グランドビジョン）を踏まえ、さらなる実施拠点の整備も含め、産後ケア事業の拡充策についての検討を進める。

4 事業者選定

(1) 新たな事業委託先でのショートステイ型の実施

烏山地域、砧地域北部への利便性が高く、かつ、他病院で出産した母子も産後ケア事業を利用可能な区内医療機関との特命随意契約とする。

(2) 区立産後ケアセンターでのアウトリーチ型の実施

令和5年度にプロポーザル方式により実施する、区立産後ケアセンター運営事業者選定において、委託内容にアウトリーチ型支援の実施を含める。候補者の選定に係る審査を実施するため、世田谷区立産後ケアセンター委託業者選定委員会を設置する。同選定委員会は、外部委員（学識経験者等）、区職員による構成とする。

5 世田谷区立産後ケアセンター条例の改正について

世田谷区立産後ケアセンターにてアウトリーチ型を実施するにあたり、第1回区議会議定例会において条例改正について提案する。

6 概算経費（令和5年度）

【歳出】 34,323千円 【歳入】 27,064千円

(1) 新たな事業委託先でのショートステイ型の実施

区分	所要経費（千円）	特定財源（千円）	
実績分	19,798	19,893	国：母子保健衛生費国庫補助金（1/2） 都：とうきょうママパパ応援事業 （国庫補助を除いた額の10/10）
送迎費用	50		
減免分	45		
PCR検査費用	650	—	
消耗品費	63	—	
郵便料	11	—	
計	20,617	19,893	

(2) 区立産後ケアセンターでのアウトリーチ型の実施

区分	所要経費（千円）	特定財源（千円）	
基本分（半年）	4,658	7,171	利用料想定額（732千円） 都：子供家庭支援区市町村包括補助事業 （利用料を除いた額の1/2：6,439千円）
実績分	1,125		
減免分	18		
引継ぎに伴う委託料 ※事業者変更があった場合のみ	7,810		
消耗品費	63	—	
郵便料	32	—	
計	13,706	7,171	

（参考）区立産後ケアセンター運営委託料（令和4年度ベース） 168,360千円

(参考) 令和6年度以降の区立産後ケアセンターでのアウトリーチ型の実施

区分	所要経費 (千円)	特定財源 (千円)	
基本分 (年間)	7,152	5,451	利用料想定額 (1,464 千円)
実績分	2,250		都：子供家庭支援区市町村包括補助事業
減免分	36		(利用料を除いた額の 1/2 : 3,987 千円)
消耗品費	63	—	
郵便料	63	—	
計	9,564	5,451	

7 今後のスケジュール (予定)

令和4年 9月 福祉保健常任委員会

令和5年 3月 第1回区議会定例会

4～6月 区立産後ケアセンター プロポーザルによる事業者選定
(アウトリーチ型含む)

4月 新たな事業委託先でのショートステイ型の実施

4月 区立産後ケアセンター 現事業者による運営 (～9月末)

7月 福祉保健常任委員会 (選定事業者の報告)

7～9月 区立産後ケアセンター 事業者間の引継ぎ
※事業者変更があった場合のみ実施

10月 区立産後ケアセンター 選定された事業者による運営開始
(アウトリーチ型含む)